

制定 平成 27 年 2 月 24 日 総国政第 30 号

改正 平成 28 年 4 月 11 日 総情振第 36 号

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱

（通則）

第 1 条 情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計に計上されたものをいう。以下、「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下、「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（以下、「令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）を踏まえ、情報通信技術（以下、「ICT」という。）の一層の利活用により、農業、医療、教育、防災、雇用等各分野で地域が直面する課題解決に貢献し、各地域の産業や行政の効率化及び生産性向上又は地方への人や仕事の流れの創出を通じて地域の活性化に資する事業（以下、「補助事業」という。）を実施し、まち・ひと・しごとの創生に寄与することを目的とする。

（補助事業の定義）

第 3 条 この要綱において、補助事業とは、次に掲げる各号のいずれかの要件を満たすものをいう。

- （1）これまで全国 27 箇所において実施してきた ICT を活用した街づくりの成果事例又は先進的な地域情報化の先進事例を活用し、これら成果事例において構築したシステムの「横展開」や「自立的」「持続的」な推進体制の整備等を通じて、農業、医療、教育、防災など各分野で地域が直面する課題解決に貢献するとともに、地域の活性化に資するもの。
- （2）ICT の利活用を推進し、企業活動変革による地域の業務の効率化や、地域拠点の活用などを通じて、地域の産業の効率化や生産性向上に貢献するとともに、地域の活性化に資するもの。
- （3）ICT の利活用により、サテライトオフィス又はテレワークセンターの拠点の整備等を通じて、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を実現し、地方への人や仕事の流れの創出やワーク・ライフ・バランスの向上に貢献するとともに、地域の活性化に資するもの。

（交付申請者）

第 4 条 第 1 条の規定により、補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、補助事業の実施に当たり、これらに該当しない者の協力を受けることを妨げない。

(1) 都道府県

(2) 市町村（一部事務組合又は広域連合を含む）

(3) 法人格を有する組織

ア 会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社及び持分会社

イ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に基づく特例有限会社

ウ 組合等

① 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合

② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合

③ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所

④ 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び商工会連合会

⑤ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

⑥ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会

⑦ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく水産業協同組合

⑧ 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会

⑨ その他、総務大臣（以下「大臣」という。）が適当と認める組合

エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく一般社団法人及び一般財団法人

オ その他大臣が適当と認める法人

2 前条第3号に掲げる補助事業においては、前項の補助金の交付を受けることができる者は同項第1号又は第2号に該当する者を1以上及び同項第3号に該当する者を1以上含む連携主体の代表機関に限る。

（交付の対象及び補助率）

第5条 大臣は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が第2条の目的の達成に資する補助事業を実施するために必要な経費のうち、次の各号に掲げる経費（以下、「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

（1）直接経費（次に掲げる経費で事業に直接必要なものに限る。）

ア 物品費（設備備品費及び消耗品費）

イ 人件費・謝金

ウ 旅費

エ その他（外注費、印刷製本費、通信運搬費、光熱量費、会議費、その他諸経費）

（2）一般管理費

直接経費の合計額に10分の1を乗じて得た額を上限とする。

- 2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。
- 3 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、大臣が指示する期日までに、補助金交付申請書（様式1）及びその他大臣が必要と認める書類を提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請を行う場合、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下、「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する金額を減額しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書を審査した結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、交付決定通知書（様式2）を申請者に送付するものとする。

- 2 大臣は、前項の交付の決定を行う場合、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する金額を減額して補助金の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する金額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条第1項による補助金交付申請書が到達してから30日とする。
- 4 大臣は、第1項の決定に際して必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知の日から起算して15日以内に交付申請取下げ届出書（様式3）を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式4）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる補助事業の目的の変更を伴わない軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合
- (2) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の費目のうち直接経費の内容相互間における増減であって、交付の決定の際における直接経費の総額の20パーセント以内で増減する場合

- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。
- 3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を附した場合は、補助金交付決定変更通知書（様式５）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第１０条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式６）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第１１条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届出書（様式７）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の管理）

第１２条 大臣は、第２条の目的の達成するために必要な限度において、補助事業者に対して次に掲げる措置を講じることができるものとする。

（１）補助事業の実施状況、実施方法について、期限を定めて調査し、実施状況報告書（様式８）を提出させること

（２）総務省の職員等を補助事業者の事業所等へ派遣し、補助事業の実施に立ち会わせること

- 2 大臣は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の実施に必要な指示を行うことができるものとする。ただし、当該指示が補助事業の変更に係る場合は、第９条に規定するところによるものとする。
- 3 前２項の規定は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間は、なお効力を有するものとする。

（実績報告書）

第１３条 補助事業者は、補助事業が完了した場合（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して１ヶ月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式９）を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付の決定に係る会計年度の翌年度の４月３０日までに、前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 第１項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 4 補助事業者は、第１項に規定する実績報告書を提出するにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する金額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）と補助事業の実施に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費の額とのいずれか低い額を、交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に確定通知書（様式10）をもって通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式11）を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第4項の規定は、前項の返還を命ずる場合において準用する。

（補助金の支払）

第16条 補助金は、第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付の決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（様式12）を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第17条 大臣は、第10条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に該当する場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定により取消しをした場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第14条第4項の規定は、第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

(知的財産権の報告)

第18条 補助事業者は、補助事業の実施を通じて特許権等の知的財産権を得た場合は、速やかに知的財産権報告書(様式13)を大臣に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下、「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式14)を備え管理しなければならない。なお、第13条第1項に定める実績報告書の提出に当たっては、当該資料を添付することとする。

3 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第20条 取得財産等のうち、令第13条第4号及び第5号に規定する処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書(様式15)を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業の経理)

第21条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告の公表)

第22条 大臣は、第12条、第13条第1項の報告の全部又は一部を公表することができる。

(運用状況報告及び収益納付)

第23条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後30日以内に補助事業により整備した設備等の運用状況について、運用状況及び収益状況報告書(様式16)を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、運用状況に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

3 大臣は、第1項の報告により、補助事業者に相当の収益が生じたと認められるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができるものとする。ただし、補助事業者の直近3年間の決算のうちいずれかが赤字であった場合又は相当程度の雇用創出等の効果によって公益への貢献が認められると大臣が特に認めた場合はこの限りではない。

4 前項の規定により納付を命ずることができる額は補助金の額を限度とする。

5 第3項の規定により、納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して20日以内とする。

6 収益納付すべき期間は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第24条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。また、第5条の規定による補助金交付申請書の提出を以て、これに同意したものと見なすものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、大臣が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年2月24日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

別表 補助対象経費の区分及び補助率（第5条関係）

補助対象経費の区分		補助率
	内容	
(1) 直接経費	ア 物品費 イ 人件費・謝金 ウ 旅費 エ その他	(ア) 第3条第1号及び第2号に該当する補助事業 ① 小規模地方公共団体(※)にあつては1/2以内又は定額(上限3,000万円) ② 小規模地方公共団体以外にあつては1/2以内 (イ) 第3条第3号に該当する補助事業 定額(上限4,000万円)
(2) 一般管理費	(1)の合計額の10分の1以内	

※ 小規模地方公共団体とは、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及びこれらが参画する特別地方公共団体を除いた地方公共団体をいう

暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1 事業対象者として不適当な者

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等しているとき
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は使宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 事業対象者として不適当な行為をする者（第三者を利用して当該行為を行う場合を含む。）

- （１）暴力的な要求行為を行う者
- （２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５）その他前各号に準ずる行為を行う者

様式 1（第 6 条第 1 項関係）

平成 年 月 日

総務大臣 殿

申請者の名称 代表者氏名（注 1） 印

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付申請書

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1. 補助事業の名称

2. 交付を受けようとする補助金の額（注 2） 金 , 円

3. 添付資料

（1）事業計画書【別紙 1】

（2）収支計画書【別紙 2】

（3）補助事業を連携主体が行うものについては、

ア 当該補助事業を行う連携主体を構成する全団体を列記したもの

イ 本様式に従って交付申請書を提出する団体等が、当該補助事業を行う連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注 3）

4. その他

（注 1）連携主体にあっては、

「連携主体（市町村名、企業名、団体名等）代表団体名

代表者名 印 」

と記載すること。

（注 2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

（注 3）連携主体を構成するすべての団体等が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

別紙 1

事業計画書

I. 補助事業の内容

1. 補助事業の名称

2. 機関名

3. 補助事業の目的

4. 本年度の事業の目標及び内容

5. 補助事業期間

- ・ 補助事業の着手（予定）日 平成 年 月 日
- ・ 補助事業の完了（予定）日 平成 年 月 日

II. 補助事業の実施体制

事業項目	実施場所 (主たる場所)	担当責任者
		・ 事業担当責任者 ・ 経理担当責任者

別紙 2

収 支 計 画 書

1. 補助対象経費の内訳

(単位：円)

費目	種別	補助対象経費	補助金	備 考
(1) 直接経費				
物品費	—			
人件費・謝金				
	計			
旅費	—			
その他				
	計			
(2) 一般管理費 (※1)				
合計				

※1 一般管理費を計上する場合は、(1)の合計金額の10分の1以内とすること。

2. 補助事業費

(単位：円)

補助対象経費	
補助対象外経費	
補助事業費 合計	

様式 2（第 7 条第 1 項関係）

● ● ● 第 号
平成 年 月 日

申請者の名称 代表者氏名（注 1） 殿

総務大臣 印

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第 8 条の規定により通知する。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金の交付決定額 金 , 円
3. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、交付申請書記載のとおりとする。
4. 補助事業者は、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）及び情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱（平成●年●月●日総務大臣決定。以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
5. 補助金の交付条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。（注 2）

（注 1）連携主体にあつては、

「連携主体（市町村名、企業名、団体名等）代表団体名

代表者名

印 」

と記載すること。

（注 2）交付要綱第 7 条第 4 項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

様式 3（第 8 条関係）

平成 年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注 1） 印

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 9 条第 1 項の規定により、同補助金 , 円の交付申請（平成 年 月日付け 第 号）を取り下げます。

記

1. 補助事業の名称
2. 取下げの理由
3. その他

（注 1）連携主体にあっては、

「連携主体（市町村名、企業名、団体名等）代表団体名
代表者名

印 」

と記載すること。

様式 4（第 9 条第 1 項関係）

平成 年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注 1） 印

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）に係る事業の一部を変更する必要があるので、情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 変更の内容
 - ①変更前
 - ②変更後
3. 変更を必要とする理由
4. 変更が補助事業に及ぼす影響
5. その他

（注 1）連携主体にあっては、
「連携主体（市町村名、企業名、団体名等）代表団体名
代表者名
と記載すること。

印 』

様式 5（第 9 条第 3 項関係）

● ● ● 第 号
平成 年 月 日

補助事業者の名称 代表者氏名（注 1） 殿

総務大臣 印

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付決定変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第 10 条第 4 項の規定に基づき通知する。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金の交付決定額 金 , 円
（本変更承認前の交付決定額 金 , 円）
3. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、変更承認申請書記載のとおりとする。
4. 補助事業者は、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）及び情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱（平成●年●月●日総務大臣決定。以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
5. 補助金の交付条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。（注 2）

（注 1）連携主体にあつては、
「連携主体（市町村名、企業名、団体名等）代表団体名
代表者名 印 」
と記載すること。

（注 2）交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

様式 6（第 10 条関係）

平成 年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注 1） 印

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）に係る事業を中止（廃止）したいので、情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金支出状況等
 - （1） 交付決定額
 - （2） 支出済額（利息額含む）
 - （3） 未支出額（返還金額）
3. 事業中止（廃止）の年月日及びその理由
4. 事業中止（廃止）の後に講ずる措置
5. その他

（注 1）連携主体にあっては、

「連携主体（市町村名、企業名、団体名等）代表団体名
代表者名

と記載すること。

印 』

様式 7（第 11 条関係）

平成 年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注 1） 印

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）事業遅延届

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のありました情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）について、事業の遅延が見込まれるので、情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の内容及び進捗状況（経費の支出状況含む）
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

（注 1）連携主体にあっては、

「連携主体（市町村名、企業名、団体名等）代表団体名
代表者名

と記載すること。

印 』

様式 8 (第 12 条関係)

平成 年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名 (注 1) 印

情報通信技術利活用事業費補助金 (一般会計) 実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった情報通信技術利活用事業費補助金 (一般会計) に係る事業の実施状況について、情報通信技術利活用事業費補助金 (一般会計) 交付要綱第 12 条の規定により報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 現在までの事業実績

3. 現在までの経費の支出状況

費目	補助事業費 (A)	補助事業費 の支出額 (B)	進行率 (%) (B) / (A)	補助金の概 算交付済額	補助金の 支出額	備考
合計						

4. その他

(注 1) 連携主体にあつては、

「連携主体 (市町村名、企業名、団体名等) 代表団体名
代表者名

と記載すること。

印 』

様式 9（第 13 条第 1 項関係）

平成 年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注 1） 印

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）に係る事業は、完了しましたので、平成 年度における実績について、情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱第 13 第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の実績

- （1） 事業結果説明書【別紙 1】
- （2） 決算書【別紙 2】

3. その他

（注 1）連携主体にあっては、

「連携主体（市町村名、企業名、団体名等）代表団体名
代表者名

と記載すること。

印 』

別紙 1

事業結果説明書

事業の実績の説明

--

別紙 2

決 算 書

1. 補助対象経費の内訳

〔単位：円〕

区分	費目	種別	交付決定額	補助対象経費	補助金	備考
支出	(1) 直接経費					
	物品費	—				
	人件費・謝金					
		計				
	旅費	—				
	その他					
		計				
	(2) 一般管理費					
	合計					
収入	情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）					
	自己資金					
	その他					
	合計					

※補助事業の実施に際し、収入を得た場合や取引相手先からの納入遅延金が発生した場合には、収入の欄における「その他」に計上すること。

2. 補助事業費

（単位：円）

補助対象経費	
補助対象外経費	
補助事業費 合計	

様式 10（第 14 条第 1 項関係）

● ● ● 第 号
平成 年 月 日

補助事業者の名称 代表者氏名（注 1） 殿

総務大臣

印

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱第 14 条第 3 項の規定により、平成 年 月 日までに返還を命じる。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金の交付決定額 金 , 円
3. 補助金の額の確定額 金 , 円
4. 返還額
5. その他

（注 1）連携主体にあっては、

「連携主体（市町村名、企業名、団体名等）代表団体名

代表者名

印 』

と記載すること。

様式 11（第 15 条第 1 項関係）

平成 年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注 1） 印

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額
3. 補助金返還相当額
※別紙として、返還額に係る積算の内訳を添付すること。
4. その他

（注 1）連携主体にあっては、

「連携主体（市町村名、企業名、団体名等）代表団体名
代表者名

と記載すること。

印 』

様式 12（第 16 条第 2 項関係）

平成 年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注 1） 印

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）に係る補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）の精算払（第 回概算払）を受けたいので、情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱第 16 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

記

1. 精算（概算）払請求金額 金 , 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

（注 1）連携主体にあっては、

「連携主体（市町村名、企業名、団体名等）代表団体名
代表者名

と記載すること。

印 』

様式 13（第 18 条関係）

平成 年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注 1） 印

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）に係る知的財産権報告書

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）に係る事業の実施を通じて特許権等の知的財産権を得たので、情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱第 18 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 知的財産権の取得状況

知的財産権の内容	発明者等	権利者	知的財産権の種類、番号	出願年月日	取得年月日

（注 1）連携主体にあっては、

「連携主体（市町村名、企業名、団体名等）代表団体名
代表者名

印 」

と記載すること。

様式 14 (第 19 条第 2 項関係)

情報通信技術利活用事業費補助金 (一般会計) に係る取得財産等管理台帳

財産名	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	取得年月日	保管場所	備考
			円	円			

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第 20 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式 15（第 20 条第 3 項関係）

平成 年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注 1） 印

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）に係る財産処分承認申請書

平成 年度において、情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）における財産処分につき、情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱第 20 条第 3 項の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産等管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由

（注 1）連携主体にあっては、

「連携主体（市町村名、企業名、団体名等）代表団体名
代表者名

と記載すること。

印 』

様式第 16（第 23 条第 1 項関係）

平成 年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注 1） 印

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）における運用状況及び収益状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）における運用状況及び収益状況を、情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱第 23 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 運用状況

--

2. 収益状況

(単位：円)

補助金 確定額	補助事業に 係る本年度 収益額	控除額	本年度まで の補助事業 に係る支出額	基準納付額	前年度まで の補助事業 に係る国へ の累積納付 額	本年度 納付額
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)

(注1) 連携主体にあつては、
「連携主体（市町村名、企業名、団体名等）代表団体名
代表者名 印 」
と記載すること。

(記載注意事項)

1. 「補助金確定額：(A)」とは、補助金確定額をいう。
2. 「補助事業に係る本年度収益額：(B)」とは、補助事業の実施結果及び整備した設備等の運用による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費（外注費、光熱水費、減価償却費等）、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。
なお、(B) が0又はマイナスの場合には、(C)、(D)、(E)、(G) の項目については、記載しないこと。
3. 「控除額：C」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額（補助事業に要した経費－補助金確定額）をいう。
なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額－前年度までの収益累積額）をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とする。
4. 「本年度までの補助事業に係る支出額：D」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいう。
5. 「基準納付額：E」とは「補助事業に係る本年度収益額：B」から「控除額：C」を差し引いた額に、「補助金確定額：A」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：D」で除した額をいう。 $(E = (B - C) \times A / D)$
6. 「前年度までの補助事業に係る国への累積納付額：F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
7. 「本年度納付額：G」とは、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「補助金確定額：A」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「補助金確定額：A」を超える場合には、「補助金確定額：A」から「累積納付額：F」を差し引いた残額が本年度納付額となる。 $(A > E + F \text{ ならば } G = E \text{ 、 } A \leq E + F \text{ ならば } G = A - F)$
8. (B) 補助事業に係る本年度の収益額の計算根拠が確認できる資料（収益計算書例を参照）を添付すること。

(注) 本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

(収益計算書例)

平成 年度 収益計算書

	区分	補助事業の実施に係る 金額 (円)	備考
収入	運用収入		
	その他 ()		
	収入合計 (ア)		
経費	材料費		
	労務費		
	外注費		
	光熱水費		
	減価償却費		
	販売費		
	一般管理費		
	その他 ()		
	経費合計 (イ)		
収益額 (アーイ)			

※収益額の計算根拠が確認できれば、上記例の様式である必要はない。